

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 26 年 5 月 30 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 27 年 2 月 5 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 27 年 3 月 6 日

山形県監査委員 坂 本 貴美雄  
山形県監査委員 児 玉 太  
山形県監査委員 会 田 稔 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
税政課	<p>（産業廃棄物税） 課税事務調査について</p> <p>山形県産業廃棄物税事務処理要領の 13 節では、「申告額の妥当性を検証するため定期的に（原則として 1 年度に 1 回）実地調査を行うものとする。」と定めている。しかし、「原則として 1 年度に 1 回の取り扱いについて」の解釈が総合支庁間で異なっていた。1 年度に 1 回 1 業者のみの検査では、業者数が増えるほどすべての業者を検査するのに年数を要し、課税事務調査の合理性が損なわれる恐れがある。よって、早期の文言の見直し又は運用の統一を図る必要がある。</p>	<p>事務処理要領に係る運用通知により、各総合支庁において、定期的に（原則として 1 年度に 1 回）、管内のすべての調査対象事業者の実地調査を行うことに運用の統一を図った。</p> <p>（平成 26 年 9 月 25 日付け税第 233 号税政課長通知）</p>